

下呂市公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月22日

下呂市長 山内 登



令和8年下呂市告示第165号

下呂市公印規程の一部を改正する規程

下呂市公印規程（平成16年下呂市告示第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表第1（第5条、第7条、第10条関係）							別表第1（第5条、第7条、第10条関係）						
1 庁印							1 庁印						
表（略）							表（略）						
2 職印							2 職印						
(1) 市長用・(2) 職務代理者印							(1) 市長用・(2) 職務代理者印						
表（略）							表（略）						
(3) 特別職、部長、振興事務所長等印							(3) 特別職、部長、振興事務所長等印						
公印の 名称	ひ な 形 番 号	寸 法 （ ミ リ メ ー ト ル）	書 体	使用区 分	個 数	管 守 者	公印の 名称	ひ な 形 番 号	寸 法 （ ミ リ メ ー ト ル）	書 体	使用区 分	個 数	管 守 者
副市長印の項～福祉事務所長印の項 （略）							副市長印の項～福祉事務所長印の項 （略）						
福祉事 務所長	⑥	方 18	篆 書	各種証 明用	各 1	社 会	福祉事 務所長	⑥	方 18	や ま	各種証 明用	各 1	社 会

改正後					
印窓口 専用			体		福祉課長及び振興事務所長
消防本部消防長印の項～小坂老人保健施設長印の項 (略)					

3 認印
表 (略)

別表第2 (第5条関係)

1 庁印
表 (略)

2 職印

(1) 市長用・(2) 職務代理者印
表 (略)

(3) 特別職、部長、振興事務所長等印

① 岐阜県 下呂市 副市長之印	② 岐阜県 下呂市 会計管理者印	③ 下呂市 ○ ○ ○ 部長之印	④ 下呂市 ○ ○ 振興 事務所長印
⑤ 下呂市 福祉事務所 長之印	⑥ 下呂市福 祉事務所 長之印 窓口専用	⑦ 下呂市 消防本部 消防長印	⑧ 消防下 防防呂 長本 印部市
⑨	⑩	⑪	⑫

改正前					
印振興 事務所 専用			と 古 字		福祉課長及び振興事務所長
消防本部消防長印の項～小坂老人保健施設長印の項 (略)					

3 認印
表 (略)

別表第2 (第5条関係)

1 庁印
表 (略)

2 職印

(1) 市長用・(2) 職務代理者印
表 (略)

(3) 特別職、部長、振興事務所長等印

① 岐阜県 下呂市 副市長之印	② 岐阜県 下呂市 会計管理者印	③ 下呂市 ○ ○ ○ 部長之印	④ 下呂市 ○ ○ 振興 事務所長印
⑤ 下呂市 福祉事務所 長之印	⑥ 下呂市福祉 事務所長印 ○○振興事務所専用	⑦ 下呂市 消防本部 消防長印	⑧ 消防下 防防呂 長本 印部市
⑨	⑩	⑪	⑫

改 正 後				改 正 前			
下呂市消防 本部〇〇 消防署長印	下呂市立 〇〇 こども園長印	下呂市立 小坂診療 所長之印	下呂市小坂 老人保健 施設長印	下呂市消防 本部〇〇 消防署長印	下呂市立 〇〇 こども園長印	下呂市立 小坂診療 所長之印	下呂市小坂 老人保健 施設長印
3 認印				3 認印			
表 (略)				表 (略)			
(備考) (略)				(備考) (略)			

附 則

この告示は、令和8年5月22日から施行する。

